

# 環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成20年2月15日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「鷺沼四丁目マンション計画」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京急行電鉄株式会社 東京都渋谷区南平台町5番6号 取締役社長 越村 敏昭
	指定開発行為の名称	鷺沼四丁目マンション計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為) 住宅団地の新設(第2種行為) 大規模建築物の新設(第2種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市宮前区鷺沼四丁目11番1外 (開発区域面積:約26,707㎡)
	指定開発行為の目的	集合住宅の新設
	指定開発行為の内容	延べ面積:約63,744㎡ 建物高さ:約14.99m(2棟)・約19.99m(1棟) 計画人口:約1,532人、計画戸数:約490戸
	指定開発行為の施行期間	平成21年3月~平成23年12月(予定)
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成20年2月15日(金)から 平成20年3月31日(月)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間:午前8時30分から午後5時00分まで (横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで)
	縦覧場所	川崎市:宮前区役所、向丘出張所及び本庁(環境局環境評価室) 横浜市:青葉区役所及び横浜市役所(環境創造局環境影響評価課)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦覧の条例準備書(写し)について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。</li> <li>提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。</li> </ul> <b>【意見書の提出】</b> 提出期限:平成20年3月31日 (郵送の場合は、平成20年3月31日消印有効) 意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2156 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm</a>